

2017.12.16  
資料No.10

# 役員の選任及び会長の選定について

Japan Football Association

JFA



## 目次

1. 2018年役員の選任及び会長の選定に関する規程について (3~14)
2. 2018年会長予定者の選出に関するガイドラインについて (15~20)
3. 理事・会長及び会長候補者の要件について (21~26)
4. 「2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び  
「2018年会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について (27~31)

# 1. 2018年役員の選任及び会長の選定に関する規程 について

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程

### 第1条(目的)

本規程は、公益財団法人日本サッカー協会(以下「本協会」という)の定款第26条及び評議員会運営規則附則第2項に基づき定めるものであり、2018年の役員の任期満了に伴う本協会の役員の選任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定にかかる会長予定者及び次条に定義する役員等予定者の選出に関する管理・運営方法について規定し、各種手続きを適正・適切に行うこととする。

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 会長候補者の要件

- (1)会長の改選期の直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していること
- (2)会長として選任された場合、理事及び監事の職務権限規則第6条に基づき、その就任時に、満70歳未満であること

次に掲げる者は、会長候補者となることができない。

- (1)禁錮以上の刑に処せられた者
- (2)外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
- (3)刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (5)破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行った団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (6)組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 会長予定者選出管理委員会(選出管理委員会)

設置目的	会長予定者の選出における事務・手続きの管理・運営
設置期間	12月16日の臨時評議員会の承認により設置、2018年3月24日の定時評議員会後の新理事会終結の時をもって解散
委員構成	(1)名誉会長 (2)理事のうち3名(欠員が出た場合に備え、予め補欠1名を理事会にて別途選出) (3)評議員のうち3名(欠員が出た場合に備え、予め補欠1名を評議員会にて別途選出) (4)本協会から完全に独立した立場の有識者2名
職務	(1)理事による会長予定者の投票に関する管理及び事務 (2)評議員による会長予定者の推薦に関する管理及び事務 (3)告示に関する事務 (4)選挙公報に関する事務 (5)投票、開票に関する管理及び事務 (6)選挙結果の集計に関する事務 (7)選挙に関する広報 (8)その他選挙に関する管理及び事務
業務及び手続き	<1月11日:第1回選出管理委員会開催時> (1)理事による投票用紙を開封、内容確認及び投票結果の集計 (2)評議員による推薦書を開封、内容確認及び結果の集計 (3)会長候補者の対象者に対する会長候補者となることの意思確認及び要件審査  <1月17日:第2回選出管理委員会開催時> (1)会長候補者となることについての意思確認(本人に対して得票数のみを開示、それ以外の情報は非開示) (2)要件審査 (3)会長候補者リストの作成

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 理事による投票

時期	内容	備考
12月	投票用紙の交付	2017年12月7日理事会開催時に、各理事に対して会長候補者の投票用紙を交付する。
1月10日	投票用紙提出締切日	2017年12月23日を開始日、2018年1月10日を締切日として、必ず提出しなければならない。
1月11日 1月17日	選出管理委員会による集計 選出管理委員会による各種手続き	1名以上の得票があった者が会長候補者の対象者 意思確認・要件審査
1月18日	理事会	候補者リストを踏まえ、会長候補者1名を選出

### (留意事項)

1. 投票は、理事1人につき会長候補者1名の無記名投票とし、次の場合は、その投票を無効とする。

(1) 定められた期日を過ぎて提出があった場合

(2) 投票用紙に署名又は記名押印を行った場合

(3) 投票用紙に投票者個人を特定できる記号を記載した場合

(4) 投票用紙に複数名の会長候補者の氏名を記載した場合

(5) 投票用紙に会長候補者氏名以外の文言を記載した場合

(6) 本協会が交付した投票用紙以外の用紙又は方法で投票した場合

(7) 判読不能又は汚損された投票用紙を使用した場合

※投票用紙における記載の誤りは、いずれかの候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。

2. 各理事からの投票の結果、1名以上の得票があった者に対し、選出管理委員会は、規程に定められる各種の手続き(意思確認、要件審査)を実施する。

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 評議員による推薦

時期	内容	備考
12月16日	臨時評議員会	2017年12月16日臨時評議員会開催時に推薦書式の交付
1月10日	推薦書式提出締切日	2017年12月23日を開始日とし、2018年1月10日を締切日として、必ず提出しなければならない。
1月11日 1月17日	選出管理委員会による集計 選出管理委員会による各種手手続き	7名以上の推薦を得た者が会長候補者の対象者 意思確認・要件審査

### (留意事項)

推薦は、評議員1人につき会長候補者1名を推薦できるものとし、次の場合はその推薦を無効とする。

(1)定められた期日を過ぎて提出があった場合

(2)推薦書の書式に複数名の推薦する者の氏名を記載した場合

(3)推薦書の書式に会長候補者として推薦する者以外の文言を記載した場合

(4)本協会が交付した推薦書の書式以外の書式又は方法で投票した場合

(5)判読不能又は汚損された推薦書の書式を使用した場合

※推薦書の書式における記載の誤りは、いずれかの候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。

2. 各評議員からの推薦書の提出の結果、7名以上の推薦を得た者に対し、選出管理委員会は、規程に定められる各種の手続き(意思確認、要件審査)を実施する。

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

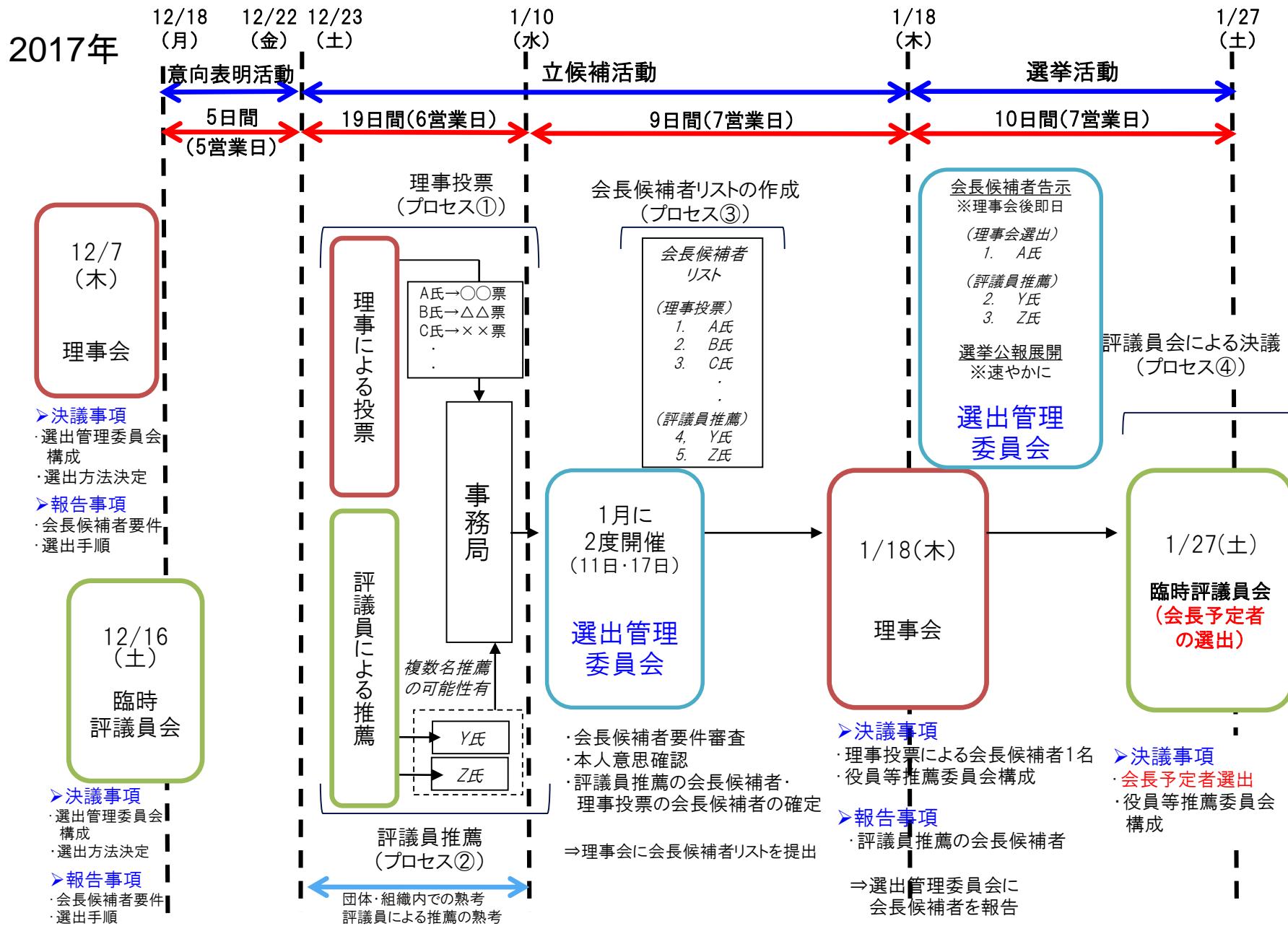
## 会長候補者告示

告示	1月18日に開催される理事会終了後、会長候補者がその日のうちに報告された後、選出管理委員会は、即日、各評議員に対してその告示を行う。
----	--

## 会長予定者選出

選挙の投票での決議	<p>1月27日に開催される臨時評議員会にて会長予定者を選出するにあたり、会長候補者が複数となつた場合は、評議員による選挙での決議によって会長予定者1名を選出する。</p> <p>(方法) 1人につき1票の無記名投票。<u>出席した評議員の過半数の得票をもって選出を決定する。</u>投票に際して、次の場合はその投票を無効とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 投票用紙に署名又は記名押印を行った場合</li><li>(2) 投票用紙に投票者個人を特定できる記号を記載した場合</li><li>(3) 投票用紙に複数名の会長候補者の氏名を記載した場合</li><li>(4) 投票用紙に会長候補者氏名以外の言葉を記載した場合</li><li>(5) 選出管理委員会が交付した投票用紙以外の用紙又は方法で投票した場合</li><li>(6) 判読不能又は汚損された投票用紙を使用した場合</li></ul> <p>※投票用紙における記載の誤りは、いずれかの会長候補者を指すと確信を持って断定できない場合に限り、無効とする。</p> <p>・出席した評議員の過半数を得票する会長予定者の候補者がいなかった場合は、最少得票者を除いて再度の投票を行うものとし、以降、過半数得票者がいるまでこれを繰り返す。</p>
承認の決議	・会長候補者が1名のみとなつた場合は、2018年1月27日の臨時評議員会において、当該候補者が会長予定者となる旨の承認の決議によって会長予定者を選出する。

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について



# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 会長予定者選出までの流れ

日程		議題・日程	備考
12月7日	理事会	➢決議事項 ・選出管理委員会構成 ➢報告事項 ・会長候補者要件 ・選出手順	
12月16日	臨時評議員会	➢決議事項 ・選出管理委員会構成 ➢報告事項 ・会長候補者要件 ・選出手順	
1月10日	理事による投票締切日		理事による投票(プロセス①) 2017年12月23日を開始日とし、2018年1月10日を締切とする
	評議員による推薦締切日		評議員による推薦(プロセス②) 2017年12月23日を開始日とし、2018年1月10日を締切とする
1月11日 1月17日	選出管理委員会	・本人意思確認 ・会長候補者要件審査 ・評議員推薦の会長候補者の確定	会長候補者リストの作成(プロセス③) ⇒理事会に会長候補者リストを提出
1月18日	理事会	➢決議事項 ・理事投票による会長候補者1名 ・役員等推薦委員会構成 ➢報告事項 ・評議員推薦の会長候補者	⇒理事会後、選出管理委員会に会長候補者を提出 ⇒選出管理委員会が会長候補者の告示
1月27日	臨時評議員会	➢決議事項 ・選挙もしくは承認の決議により会長予定者を選出 ・役員推薦委員会構成	⇒評議員会による決議(選挙の投票もしくは承認) (プロセス④)

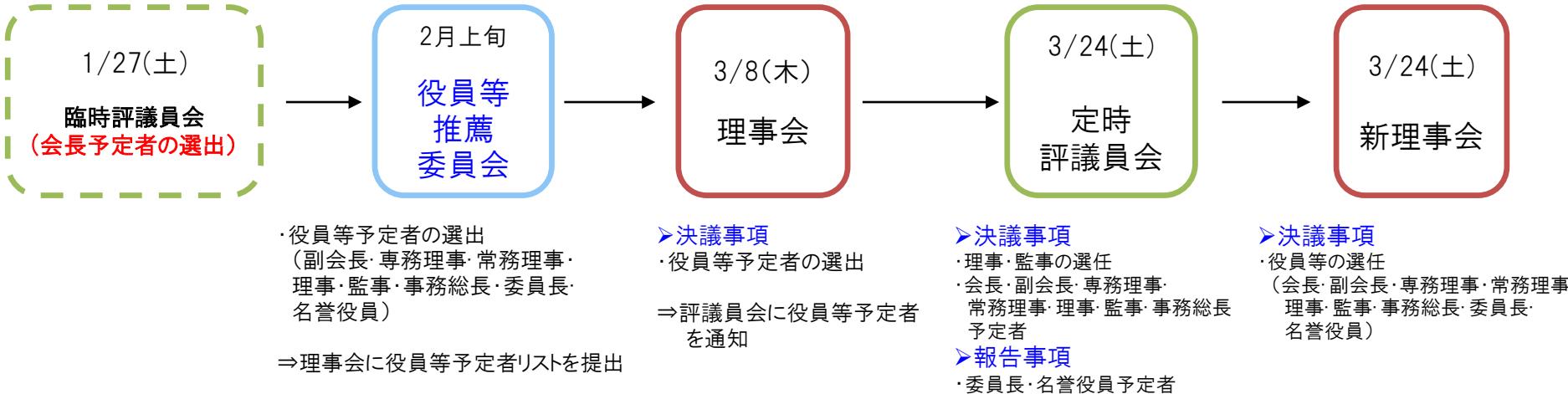
# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 役員等推薦委員会

設置目的	役員等の選出における事務・手続きの管理・運営
設置期間	2018年1月27日の臨時評議員会の承認により設置、3月24日の定時評議員会後の新理事会終結の時をもって解散
委員構成	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)会長予定者</li><li>(2)理事のうち3名（欠員が出た場合に備え、予め補欠1名を理事会にて別途選出） ※会長予定者と現行会長が異なる場合は、上記3名に現行会長を含め、同一の場合は、その他の理事より3名を選出</li><li>(3)評議員のうち3名（欠員が出た場合に備え、予め補欠1名を評議員会にて別途選出）</li><li>(4)本協会から完全に独立した立場の有識者2名</li></ul>
職務	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)理事会に対し推薦する役員等予定者の資格要件審査に関する管理及び事務</li><li>(2)理事会に対して推薦する役員等予定者の選出に関する管理及び事務</li><li>(3)理事会への提出に関する事務</li><li>(4)その他選出に関する事務</li></ul>
役員等推薦委員会が推薦する役員予定者	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)会長以外の理事予定者</li><li>(2)監事予定者</li><li>(3)事務総長予定者</li><li>(4)各委員会の委員長予定者</li><li>(5)名誉役員予定者</li></ul>
決議	各役員予定者についての役員等推薦委員会の決議は、役員等推薦委員の総数の過半数の一一致により1名ずつ行う。

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 役員選定までの流れ



日程		議題・日程	備考
1月27日	臨時評議員会	会長予定者の選出	
2月	役員等推薦委員会	役員等予定者の選出 (副会長・専務理事・常務理事・理事・監事・事務総長・委員長・名誉役員)	⇒ 理事会に役員等予定者リストを提出
3月8日	理事会	▶ 決議事項 ・役員等予定者の選出	⇒ 評議員会に役員等予定者を通知
3月24日	定時評議員会	▶ 決議事項 ・理事・監事の選任 ・会長・副会長・専務理事・常務理事・理事・監事・事務総長予定者 ▶ 報告事項 ・委員長・名誉役員予定者	
3月24日	新理事会	▶ 決議事項 ・役員等の選任 (会長・副会長・専務理事・常務理事・理事・監事・事務総長・委員長・名誉役員)	

# 2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程について

## 違反行為に対する懲罰

### 第32条

1. 本規程及びガイドラインに定める活動につき不正行為や違反行為があったことが疑われる場合は、本協会懲罰規程に従い、裁定委員会がその職権で調査・審議し、懲罰を決定する。

## 不服申立の手続き

### 第33条

1. 本規程に規定する、役員の選任及び会長等の選定に関する手続き及び決定に関して、前条において裁定委員会が決定した懲罰についての不服申立は、懲罰規程及び司法機関組織運営規則に従う。(→不服申立委員会へ)
2. 前項を除く、本規程に規定する、役員の選任及び会長等の選定に関する手続き及び決定についての不服申立は基本規則に従う。(→スポーツ仲裁裁判所(CAS)へ)

## その他

### 第34条

1. 役員の選任及び会長等の選定において、緊急の事案又は疑義が生じたときは、その対応について、選出管理委員会の協議により議事を決することができる。
2. 前項の決定をした場合、選出管理委員会は、その内容を当該決定後に開催される理事会及び評議員会に報告し、必要に応じて、理事会又は評議員会は、当該決定に関する議事を決することとする。

## 2. 2018年会長予定者の選出に関するガイドラインについて

# 2018年会長予定者の選出に関するガイドラインについて

## 2018年会長予定者の選出に関するガイドライン

### (目的)

「2018年会長予定者の選出に関するガイドライン」(以下「本ガイドライン」という)は定款26条及び「2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程」に基づいて制定されるものであり、本協会の会長予定者の選出を公平・公正、確実に行うこととする。

### (適用範囲)

- (1)本ガイドラインは会長予定者の選出手続きについて適用する。
- (2)本ガイドラインは評議員会において承認された日から適用する。
- (3)本ガイドラインは全ての会長意向表明者、会長立候補者、会長候補者、関係団体及び会長予定者の選出を目的として活動する一切の者(以下総称して「会長予定者選出活動者」という)に適用する。

## 会長意向表明者・会長立候補者・会長候補者

会長意向表明者	意向表明活動期間において、自身の会長立候補への意向を表明した者
会長立候補者	立候補活動期間において、自身の会長候補者選出への意思を表明した者
会長候補者	理事による投票に基づき選出され理事会による承認を得た者及び評議員の推薦に基づき選出され理事会による確認を得た者

# 2018年会長予定者の選出に関するガイドラインについて

## ●ガイドラインにおける主な項目

### 活動

会長予定者選出にかかる活動は以下のとおり分類され、会長予定者選出活動者は、本協会の定める「2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び本ガイドラインの定めに則って、適切な方法でそれぞれの活動を行わなければならない。

活動	定義	活動期間	対象者
(1) サッカー関連活動	サッカーに係る一切の活動から(2)、(3)、(4)の活動を除いたもの	制限なし	—
(2) 意向表明活動	会長立候補への意向を表明することを目的とした活動	12月18日から12月22日までの期間	➢会長意向表明者 ➢関係団体及び会長予定者選出を目的として活動する一切の者
(3) 立候補活動	会長候補者に選出されるため、以下の行為を勧めることを目的とした活動 ・理事による投票 ・評議員による推薦 ・理事会での選出決議及び確認	12月23日から2018年1月18日までの期間	➢会長立候補者 ➢関係団体及び会長予定者選出を目的として活動する一切の者
(4) 選挙活動	会長予定者に選出されるために、以下の行為を勧めることを目的とした活動 ・評議員による選挙の投票での決議 ・評議員会による承認の決議	会長候補者告示(1月18日)から臨時評議員会(1月27日)による決議までの期間	➢会長候補者 ➢関係団体及び会長予定者選出を目的として活動する一切の者

# 2018年会長予定者の選出に関するガイドラインについて

## ●ガイドラインにおける主な項目

### 活動書類・許される活動及び宣伝ツール

会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者は、定められた活動期間のみにおいて、以下の項目に限定された内容で活動書類を作成することができる。

(1)提案する政策 (2)提案するプログラム (3)過去の記録 (4)過去の職歴 (5)その他本人に関する情報

※活動書類の写しは、選出管理委員会に速やかに提出されなければならない。

1. 意向表明活動として許される活動及び宣伝ツールは以下に掲げるものに限られる。

(1)口頭による伝達

(2)手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

2. 立候補活動として許される活動及び宣伝ツールは以下に掲げるものに限られる。

(1)口頭による伝達

(2)手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

3. 選挙活動として許される活動及び宣伝ツールは以下に掲げるものに限られる。

(1)口頭による伝達

(2)手紙、はがき、FAX、電子メールの送付

(3)ビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示

(4)本協会ホームページ内に本協会が設置する特設サイトへの掲載

意向表明活動、立候補活動及び選挙活動において許される活動及び宣伝ツールによって提供される情報は、活動書類に記載された範囲に限られる。

# 2018年会長予定者の選出に関するガイドラインについて

## ●ガイドラインにおける主な項目

### 常に禁止される行為

会長予定者選出活動者は、会長予定者選出に関連する活動への支持を求める目的とした以下の行為を禁止される。

禁止行為	定義
(1)買収	他者に対し、贈呈品、金銭、その他の何らかの利益を提供すること。また、他者から受領すること。
(2)広告	時候、慶弔や激励などのあいさつのために、新聞、雑誌、テレビなどにおいて有料の広告を出稿すること。また、スポンサー及び商業パートナーによって広告をすること。
(3)飲食物の提供	他者に対し、飲食物を提供すること。
(4)署名活動	特定の会長意向表明者、会長立候補者もしくは会長候補者を支持させること、又は支持させないことを目的として、理事もしくは評議員から署名を集めること。
(5)イベントの開催	本協会及び加盟団体規則に規定される加盟団体が開催する公式行事にてイベントを開催すること。
(6)メディアインタビュー	本ガイドライン第8条に違反する、又は本協会の評議員会、理事会、選出管理委員会及び事務局に先入観を与える内容のメディアインタビューを行うこと。また、何らかの種類のメディアに対して、他の会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者を非難するよう依頼すること。
(7)約束及び保証	直接的もしくは間接的又は金銭的もしくは非金銭的を問わず、利益を得るために、約束や保証をすること。
(8)独立性の侵害	何らかの公的又は私的な自然人又は法人からの強制的な指示を受け入れること。また、会長意向表明者、会長立候補者及び会長候補者の独立性を脅かすこと。

上記に掲げる各種の禁止行為以外であって、支持を求める目的とした同禁止行為に類する行為で、本協会の各種規程及び本ガイドラインに違反すると認められる場合は、選出管理委員会の職権により当該行為を禁止することがある。

# 2018年会長予定者の選出に関するガイドラインについて

## ●ガイドラインにおける主な項目

### ガイドラインの違反

1. 選出管理委員会は、その設置期間において、本ガイドラインについてのあらゆる違反に関する全ての決定を下すものとし、違反があった場合には当該違反を本協会裁定委員会に提出することができる。
2. 選挙に関連した全ての懲罰措置は、違反時に施行されている本協会の各種規約、懲罰規定に則つて科されるものとする。

### その他

本ガイドラインにて記載されていない事項は、選出管理委員会の職権において、必要な処置を講ずる。

### 3. 理事・会長及び会長候補者の要件について

# 理事・会長及び会長候補者の要件について

## 理事・会長の要件

- 1.役員は、その就任時に、会長及び副会長は満70歳未満、  
その他の役員は満65歳未満でなければならない。  
ただし、FIFA Council Memberにおいてはこの限りではない。
- 2.理事：23名以上30名以内。
- 3.本協会は、政治的及び宗教的に中立な立場でなければならない。  
(基本規則 第4条)
- 4.法人法及び認定法の規定を満たすこと

# 理事・会長及び会長候補者の要件について

## 会長候補者の要件(役員の選任及び会長等の選定に関する規程第5条)

1. 会長候補者は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1)会長の改選期の直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していること
- (2)会長として選任された場合、理事及び監事の職務権限規則第6条に基づき、その就任時に、満70歳未満であること

2. 前項において、次に掲げる者は、会長候補者となることができない。

- (1)禁錮以上の刑に処せられた者
- (2)外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
- (3)刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (5)破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行なった団体又は行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
- (6)組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

## 会長候補者の条件について

会長候補者の条件は、以下の通りとします。

1. 会長の改選期の直近5年間のうち2年以上、本協会、地域サッカー協会、都道府県サッカー協会、Jリーグ、各種の連盟、リーグ、クラブ等の役員、職員、選手、審判、指導者、その他サッカーと関わりが深いと認められる立場で、サッカー界において実質的に活動し、貢献していること
2. 会長として選任された場合、理事及び監事の職務権限規則第6条に基づき、その就任時に、満70歳未満であること(FIFA Council Memberはこの限りではない)
3. 政治的及び宗教的に中立な立場であること
4. 法人法及び認定法の規定を満たすこと
5. 次に掲げる者は、会長候補者となることができない。
  - (1)禁錮以上の刑に処せられた者
  - (2)外国裁判所において前号に準ずる刑に処せられた者
  - (3)刑罰法規に抵触する行為(過失犯及び交通法令違反を除く)を行なった者
  - (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号が規定する暴力団その他暴力的集団の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (5)破壊活動防止法第4条が規定する暴力主義的破壊活動を行なうおそれのある団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者
  - (6)組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の対象となる団体の構成員又はこれに準ずる者及びこれらの者と取引のある者

なお、「会長意向表明者」及び「会長立候補者」についても、上記を満たした者が、それぞれ認められた活動をすることができます。以上

# 【参考(関連規定)】

## 《一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(法人法)》

(役員の資格等)

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

- 一 法人
- 二 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 三 次の事由により、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ① 法人法の規定に違反したこと
  - ② 会社法の規定に違反したこと
  - ③ 民事再生法第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪を犯したこと
  - ④ 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪を犯したこと
  - ⑤ 会社更生法第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪を犯したこと
  - ⑥ 破産法第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯したこと
- 四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く。)
- 2 監事は、一般社団法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 理事会設置一般社団法人においては、理事は、3人以上でなければならない。

# 《公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)》

## (欠格事由)

第6条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する一般社団法人又は一般財団法人は、公益認定を受けることができない。

一 その理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益法人が第29条第1項又は第2項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの

ロ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

① 認定法の規定に違反したこと

② 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に違反したこと

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反したこと

④ 刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条若しくは第247条の罪を犯したこと

⑤ 暴力行為等処罰に関する法律第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したこと

⑥ 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようすることに関する罪を定めた規定に違反したこと

ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

## 4. 「2018年役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び「2018年会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について

## 「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び 「会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について

1. ガイドライン2.適用範囲2.3の「会長予定者選出活動者」は、各々のWEBサイト、ブログ、LINE、ツイッター、フェイスブック、SNS等においてガイドライン5.活動の活動を行うことはできない。  
(例) 会長予定者選出活動者が所属する47FA、Jクラブ及び各種連盟等のHP等を含む
2. 「会長意向表明者」は、12月18日から臨時評議員会開催時(12/22)までの期間において、ガイドライン5.活動5.2(2)の「会長立候補への意向を表明することを目的とした活動」のみを行なうことができる。「理事による投票」、「評議員による推薦」及び「理事会での選出決議及び確認」、更には「評議員による選挙の投票での決議」及び「評議員会による承認の決議」を勧めたり、促したりすることはできない。
3. ガイドライン5.活動5.5(2) 5.6(2) 5.7(2)の電子メールの送付の際に、静止画・動画・音声等を添付して送付することは可能である。ただし、それぞれの活動期間に行なって良い内容に限る。
4. ガイドライン9.本協会事務局との関係により、JFAハウス共用部及びJFA専用部内におけるビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示はできない。
5. 規程第16条〔選挙公報〕の会長候補者の氏名、経歴、構想等を記した選挙公報を発行し、理事及び評議員に配付すると共に、ガイドライン5.活動5.7(4)の「本協会ホームページに本協会が設置する特設サイト」にも会長候補者の告示後速やかに、選挙公報を臨時評議員会(1/27)による決議までの期間掲載する。

## 「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び 「会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について

6. 選出管理委員、役員等推薦委員、評議員、理事、監事及び事務局員は、役員の選任及び会長等の選定に関して知り得た情報についての守秘義務を、厳守しなければならない。
7. JFAが所有・管理している写真や記事などの利用は、サッカー活動で利用する場合のみ通常のプロセスを経て可能であるが、意向表明活動・立候補活動・選挙活動で利用することはできない。
8. 選出管理委員会の業務としての広報は、選挙全体についての広報をいう。選挙全体について広報は、JFAコミュニケーション部も行う。会長予定者選出活動者への取材依頼についてはJFAコミュニケーション部は関与せず、本人が対応する。
9. 選出管理委員会から理事会(1/18)に付議する理事による投票者及び投票数は、理事会及びメディアに公開する。また、評議員推薦の会長候補者については、氏名のみ理事会及びメディアに公開する。
10. 会長候補者が複数となった場合の、臨時評議員会(1/27)において実施される評議員による選挙の各候補者の得票数は、メディアへ公開する。

# 「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び 「会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について

## 11. 活動書類について

意向表明活動及び立候補活動においては、ビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示は禁止されている（ガイドライン5.5、5.6）。ビラ、パンフレット、ポスターの配布及び掲示とは、紙媒体を物理的に配布及び掲示することをいうものとし、電子メールへのビラ、パンフレット、ポスターのデータの添付は認められるものとする。理事・評議員へ活動書類を展開する場合の情報開示範囲は、活動書類のうち必要な部分を、理事・評議員にメールにて展開する。

## 12. 理事・評議員への意向表明者情報展開・公開方法について

以下の2チャネルを確保する。

- (1)会長意向表明者及び会長立候補者が提出した活動書類のうち必要な部分を、理事・評議員にメールにて都度展開する。
- (2)理事・評議員の氏名、予め提供の許諾を受けた連絡先（メールアドレス、電話番号）等の情報を、会長意向表明者及び会長立候補者に都度提供する。

# 「役員の選任及び会長等の選定に関する規程」及び 「会長予定者の選出に関するガイドライン」に関する注意事項について

## 13. 1月18日理事会での会長候補者1名の選出手続きについて

理事からの(事前)得票数順に、会長候補者名をリストとして開示する。

最多得票者を理事会における選出者とすることについて、理事から異議がない場合は、当該選出者が会長候補者となる。

最多得票者が複数名いる場合、又は最多得票者を理事会選出者とすることについて理事から異議が出た場合において、それらの協議がまとまらなかったときは、無記名投票を行い過半数を獲得した者が理事会における会長候補者となる。なお、当該無記名投票においては、理事自身に(事前)得票があったか否かにかかわらず、全理事が1票の投票権を有する。

なお、理事会における選出者が確定した後、7名以上の評議員推薦を得た会長立候補者名を開示するが、各々が具体的に得た推薦数は開示しない。

## 14. 議員・首長歴について

2015年9月度理事会及び2015年度10月臨時評議員会において、公職選挙法に定める地位にある者は、JFAの理事となることは好ましくないことが確認された。従って、活動書類の議員・首長歴は、公職選挙法に定める地位のみを記載するものとする。

**Thank you.**